



国海環第42号
平成26年8月27日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長
大谷 雅実



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正について（通知）

下記省令の一部改正が平成26年9月1日に公布（施行日：平成26年10月1日）される予定ですので、ご了知頂きますようお願い致します。
また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

記

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和58年運輸省令第39号）



平成26年8月
国土交通省
海洋・環境政策課

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の 設備等の検査等に関する規則（昭和58年運輸省令第39号）の 一部を改正する省令について

1. 改正の経緯

2013年5月に行われた、国際海事機関第65回海洋環境保護委員会において、マルポール73/78条約附属書Iに規定されている国際油汚染防止証書の様式について、油性残留物の焼却設備に係る記載内容のうち、最大処理能力に関する部分を削除する旨の改正案が採択され、本年10月より効力が生じることとなった。

そこで、我が国においても当該改正内容を担保するため、標記省令について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第12号様式（国際油汚染防止証書）の記載項目の変更（油性残留物の焼却設備に係る記載内容のうち、最大処理能力に関する部分の削除等）を行う。

3. 今後の予定

公 布：平成26年9月1日

施 行：平成26年10月1日